

マージン率等の情報提供について

平成 24 年 10 月 1 日施行の「労働者派遣法改正」により、派遣元事業者は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣労働者に支払う賃金の割合（マージン率）等の情報を公開する事が義務付けられましたので、ここにお知らせいたします。

■情報提供すべき事項

（令和 7 年 6 月 1 日付／対象：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日）

- ① 派遣労働者の数：8 人
- ② 派遣先の事業所数：5
- ③ 派遣料金の平均額（8 時間・全業務平均）：23,130 円
- ④ 派遣労働者の賃金の平均額（8 時間・全業務平均）：15,004 円
- ⑤ マージン率：35.1%

※マージン率計算式 $(③-④) \div ④ \times 100 = 35.13 \dots \rightarrow 35.1\%$

派遣会社のマージンには以下の費用が含まれています。

・社会保険料（厚生年金・健康保険）、雇用保険、労災保険、福利厚生費、人件費、営業利益 等

- ⑥ 労使協定を締結しているか否かの別：有
 - ・対象者となる派遣労働者の範囲：全職種、派遣先に就業させる全ての労働者
 - ・協定の有効期限の終期：令和 8 年 3 月 31 日
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項：有

■キャリアコンサルティングの相談窓口

アウトソーシング事業部 次長 井村 0596-20-8282

サポート課 次長 村瀬 //

■キャリア形成支援制度概要

【訓練内容】入職時基礎的訓練

パソコン（Excel、Word、パワーポイント 等）

CAD（2D、3D）、英語

プログラミング、リーダー研修 その他

※その他、スキルアップや職種転換も見据え、常時 3,000 以上の学習を eラーニングで受講可能。

【対象者】雇入れ時・派遣中・待機中

【訓練方法】OFF-JT

【訓練費用】全て無償

【給与】有給

■派遣労働者の待遇決定に係る労使協定について

労使協定を締結していない

労使協定を締結している（協定有効期限：2026 年 3 月 31 日）

- ・協定労働者の範囲：機械開発技術者、製図その他の生産管理・生産類似作業従事者、一般事務